

2022年9月15日

各位

株式会社 鳥取銀行

手形・小切手の「代金取立手数料」および「払戻可能日」の改定について

鳥取銀行（頭取 入江 到）は、2022年11月2日（水）より、手形・小切手の代金取立手数料および払戻可能日を変更しますのでお知らせいたします。

本改定は、電子交換所稼働に伴い、事務処理にかかるコストに見合った手数料に改定させていただくものです。

当行では今後も引き続き、一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 代金取立手数料の変更について**(1) 代金取立手数料**

電子交換所の設立に伴い、原則、すべての手形・小切手の交換決済が電子交換所で行われるため、支払場所による区分が不要となることから、個別扱いを除き、一律の手数料に改定いたします。

変更前				変更後			
支払場所		手数料		支払場所		手数料	
同一本支店（手形のみ）		330円		電子交換所		440円	
同一交換所内		330円					
当行本支店あて		660円					
他交換所	集手扱	660円		個別扱	通常	880円	
		個別扱	通常			880円	
	他行あて	個別扱 (※)	通常 至急			1,100円	(※)

(※) 電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が必要となるもの

(2) 取扱開始日

2022年11月2日（水）店頭受付分より

2. 「払戻可能日」について

(1) 小切手の払戻可能日

変更前		変更後	
支払場所	払戻可能日	支払場所	払戻可能日
同一交換所内	お預り日から3営業日目 13時30分頃	電子交換所	お預り日から3営業日目 13時30分頃
同一交換所以外	お預り日から4営業日目 13時30分頃		

(2) 手形の払戻可能日

変更前		変更後	
支払場所	払戻可能日	支払場所	払戻可能日
集中手形扱い	支払期日から2営業日目 15時45分頃	電子交換所	支払期日から2営業日目 13時30分頃

※支払期日が休日の場合は、翌営業日が支払期日となります。

(3) 取扱改定日

2022年11月2日(水) 受付分

※手形については、11月3日曜日分より

3. 手形・小切手から電子的な決済手段への移行について

金融界では、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら、2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。

電子化による印紙税や紛失リスクの削減、決済・経理事務の効率化・ペーパーレス化に向けて、「とりぎんでんさいネットサービス」「とりぎん法人インターネットバンキングサービス」などのサポートサービスを用意しておりますので、お早目の切替をご検討いただきますようお願いいたします。サービス内容、手数料等、詳しくは取引店へお問合せください。

<p>【本件に関するお問い合わせ先】 営業統括部(森本)・経営統括部(須田) TEL 0857-37-0248・0260</p>
--